

広情個審第89号

平成31年3月5日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てについて（答申）

平成27年12月17日付け広施恵第154号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第130号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年12月17日付け広施恵第154号の諮問事案（諮問第130号事案）

平成27年10月21日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月2日付け広施恵第137号で行った公文書部分開示決定に対する同月18日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書等及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、上記部分開示決定を取り消し、条例を誤って解釈したため非開示となっている「異議申立てに対する説明書」（以下「本件公文書」という。）の非開示部分を開示するか、非開示理由を正しい理由に変更することを求める。

(2) 異議申立ての理由

申立人は、平成27年10月21日付け開示請求第J1253号によって、諮問第70号について実施機関が広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出した本件公文書等の文書の開示請求を行った。

その結果、実施機関は、本件公文書の一部を黒塗りとして開示した。当該黒塗り部分は、申立人の住所に係る部分を除いては、「特定の団体（以下「本件団体」という。）の活動内容に対する評価」の記述であり、「公にすることにより、当該団体の事業運営上の地位を害すると認められるものであるため」非開示としたとの理由が述べられている。

しかしながら、この部分は、実施機関が公の機関として客観的に評価して公文書にしたためたものであり、公の機関の評価を公表することが、当該団体の事業運営上の地位を害することはない。

本件公文書の黒塗り部分の記述は、申立人が当事者として審査会から入手した文書と照らし合わせると、本件団体の活動からかけ離れた、広島市職員による根拠のない思い込みにより記述された部分である。本件団体自身、「開示によって事業運営上の地位が害されるような記述ではなく、非開示とする必要はない。むしろ、開示することで事業運営上の地位が害されるのは法人広島市の方である」と判断している。

実施機関は、単なる任意団体ではなく、公共団体であり、その公文書は客観性をもって作成した「公」の文書として存在するものであるから、隠すことなく、正々堂々と開示すべきものである。他の団体や個人が作成し実施機関が保有している文書に事業運営上の地位を害するような記述があるため非開示とするという判断であれば理解できるが、公共団体である実施機関が自ら作成した公平な内容の公文書の表現を「事業運営上の地位を害すると認められる」という理由で非開示とすべきではない。

非開示部分は、活動内容を正しく判断することなく、根拠なく誹謗中傷する内容で、広島市が感情的に記述し、また誤解して断定した記述であることは、第三者にも理解できる。これを公にすることは、本件団体の不利益ではなく、むしろ広島市自身の不利益となるものである。

したがって、非開示とするのであれば、公にすることにより本件団体の事業運営上の地位を害する、というのではなく、公にすると「広島市」の事業運営上の地位を害する、とすべきである。

本件団体は非開示の必要はないと考えているが、第三者機関である審査会が、開示すれば本件団体が誤解されるおそれがあると判断するなら、本件団体のみでなく「広島市の事業運営上の地位を害する」という非開示理由を追加すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主な主張を要約すると、以下のとおりである。

公文書開示請求に基づく文書開示は、当該文書の当事者や関係者に対しても、全く関わりを持たない第三者に対しても同様に行う制度となっている。

このため、実施機関としては、全く関わりを持たない第三者が本件公文書を見た場合、申立人の権利利益や本件団体の事業運営上の地位を害するおそれがあると判断し、当該決定を行ったものである。

申立人は、別途広島市公文書館を通じて本件公文書を手取りし、記載内容を了知しており、その上で、申立人は、当該文書の非開示部分について非開示とする必要はないと主張している。

条例第7条第1号において、個人に関する情報は、原則として不開示とするが、例外として本人が同意していると認められる場合には公開できる、との規定があるものの、法人その他の団体の情報については同様の規定がない。そもそも、実施機関は開示請求時点において、申立人及び所属する本件団体が公開に同意しているとの認識もなく、本件部分開示決定を行ったものであるが、本件についても、当該規定が適用できるのであれば、実施機関としては、本件公文書の非開示部分を開示することをためらうものではない。

審査会に、当該規定の適用の有無について諮問を行い、その結果をふまえて、しかるべき対応を行いたい。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、本件不開示部分（個人に関する情報を除く）について必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件不開示部分には、本件団体の活動内容に対する評価が記述されている。これらの情報は、本件団体の事業運営上の地位を害するおそれがあると判断されるから、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

なお、申立人は、本件団体自身が非開示の必要はないと考えている旨主張するが、条例第7条第2号は、当該法人等が個別に公にすることについて同意しているか否かにより、開示不開示を判断することとしていないから、申立人の主張を採用することはできない。

したがって、本件不開示部分（個人に関する情報を除く）については条例第7条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 12. 17	広施恵第154号の諮問を受理（諮問第130号で受理）
30. 11. 16 （第1回審査会）	第1部会で審議
30. 12. 19 （第2回審査会）	第1部会で審議
31. 1. 23 （第3回審査会）	第1部会で審議
31. 2. 19 （第4回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹